

岩見沢市道路占用料条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料に関する規定の整備を行う。

第2 改正の内容

道路法施行令に定める国土交通省が管理する国道の占用料の改定に伴い、岩見沢市内の国道の占用料に準じて、市道の道路占用料を改定する。

第3 施行期日

令和5年4月1日

岩見沢市条例第10号

岩見沢市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市道路占用料条例の一部を改正する条例

岩見沢市道路占用料条例（昭和28年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第2条関係）

道路占用料

占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第一種電柱	1本につき1年	430円
	第二種電柱		670円
	第三種電柱		900円
	第一種電話柱		390円
	第二種電話柱		620円
	第三種電話柱		850円
	その他の柱類		39円
	共架電線その他上空に 設ける線類		長さ1メートルにつき 1年
	地下に設ける電線その 他の線類	2円	

	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	780円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	590円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	780円
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	16円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70円

	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		93円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230円
	外径が1メートル以上のもの		470円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	780円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路		290円
地下に設ける通路		180円	
その他のもの		780円	
法第32条第1項第6号に掲げる	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	6円

施設	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 か月	5 9 円
政令第 7 条 第 1 号に掲 げる物件	看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に 設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 か月	5 9 円
		その他の もの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	5 9 0 円
	標識		1 本につき 1 年	6 2 0 円
旗ざお		祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	1 本につき 1 日	6 円
		その他の もの	1 本につき 1 か月	5 9 円
幕（政令第 7 条第 4 号に掲 げる工事用施 設であるもの を除く。）		祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	6 円
		その他の もの	その面積 1 平方メートルにつき 1 か月	5 9 円
アーチ		車道を横 断するもの	1 基につき 1 か月	5 9 0 円

		その他のもの	290円
政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年		780円
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1か月		59円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			78円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.015を乗じて得た額

政令第7条 第10号に 掲げる施設 及び自動車 駐車場	建築物 その他のもの	Aに0.022 を乗じて得た額 Aに0.015 を乗じて得た額
政令第7条 第11号に 掲げる応急 仮設建築物	トンネルの上又は高架 の道路の路面下に設け るもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.022 を乗じて得た額 Aに0.031 を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025 を乗じて得た額
政令第7条 第13号に 掲げる施設	トンネルの上又は自動 車専用道路（高架のも のに限る。）の路面下 に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.022 を乗じて得た額 Aに0.031 を乗じて得た額
その他	上記のいずれにも該当 しないもの	市長がその都度定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けて現に存する占用物件（以下「既存占

用物件」という。)に係る1年当たりの占用料の額は、この条例による改正後の岩見沢市道路占用料条例別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が、同表の規定を適用して算定した額(以下「改正占用料額」という。)を超える場合には、当該改正占用料額とする。

- (1) 令和5年度 この条例による改正前の岩見沢市道路占用料条例別表の規定を適用して算定した当該既存占用物件に係る1年当たりの占用料の額に1.2を乗じて得た額
- (2) 令和6年度以後 当該既存占用物件に係る前年度の1年当たりの占用料の額に1.2を乗じて得た額